

基本構想（案）に対する委員意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する委員意見等	対応方針（案）
① 図１において、基本条例に関しては、第３８条と明記しており、出典を確認するのは容易ですが、基本計画ならびに環境基本計画については、どこに記述してあるのか、わかりませんでした。 参考文献的にでも、出所がわかるようにしておいた方が良いでしょうに思います。（今岡委員） ② 「庁内意見等及び対応方針」などの中で、「対応方針」として「今後、検討します。」という表現が多く見られますが、検討の時期・段階に関してある程度の目安のものを提示する必要があるように思えます。（今岡委員） ③ カタカナ英語に原語が付いていた方がわかりやすいと思います。用語解説に付けてはどうでしょうか。（深田委員）	○ 広島市基本計画では、第３編各論，第１部分野別計画，第２章環境と共生する都市の創造，第２節環境にやさしい社会の実現の「施策の展開」に、１環境の保全と創造に関する総合的な施策の推進，（３）として掲げられています。 また、広島市環境基本計画では、第４章具体的な施策・目標，第２節具体的な施策・目標，１自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する，（６）開発等に際しての環境保全への配慮にイとして掲げられています。 図１に、広島市基本計画は「（第３編・第１部・第２章・第２節・１）」を、広島市環境基本計画は「（第４章・第２節・１・（６）」を加筆します。 ○ 総合環境アセスメント制度は、今年度に、制度の基本理念やあり方を基本構想としてとりまとめ、今後、この基本構想に基づいて試行ガイドラインを策定し、運用実績を積み重ねることにより、その問題点や課題を抽出したうえで、本格的な制度化を行っていきたいと考えています。 したがって、庁内意見については、試行運用を行うための試行ガイドラインの策定や、本格的な制度化を行う際に検討することを関係課に説明します。 ○ スクリーニング、スコーピング及びミチゲーションについて、用語の解説に原語を付記します。